

兵庫地方最低賃金審議会
第3回兵庫県
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械
器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和7年9月16日（火） 10時00分～11時31分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	清田委員、庭本委員
労働者代表委員	末道委員、堀井委員、松石委員
使用者代表委員	松岡委員、脇坂委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、 山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 定刻になりましたので、始めさせていただきます。 ただ今から、第3回兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。 本日は、山口委員、榮永委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 また、本日の審議は、議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。 では、この後の進行につきましては、部会長が欠席されておりますので、部会長代理をお願いいたします。 ○庭本部会長代理 それでは、議事に入りたいと思います 議題に入る前に、本日の議事録確認担当について、確認させてください。 使用者側は。 ○松岡委員 松岡です。	

○庭本部長
労働者側は。

○堀井委員
はい。堀井で。

○庭本部長
はい、お願いします。

公益側は本日部長欠席につき、部長代理である庭本が議事録担当とさせていただきます。

前回 8 月 28 日の専門部会において、全会一致で改正の必要性ありとの決議を行いましたので、本日は、議題（１）「兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として金額の審議となります。

今までの審議の中でお話しいただいている部分もあるかもしれませんが、まず労使それぞれから金額の審議に当たっての金額提示及びその理由等を御発言いただきまして、そこから、審議を進めていきたいと思います。

最初に労使それぞれでの打合せの時間というのは必要でしょうか。

○労使委員
はい。

○庭本部長代理
それでは、10 分ほどでお願いいたします。

（労使委員それぞれで打合せ）

○庭本部長代理
それでは、審議を再開します。

では、申出をいただいた労働者側委員から理由とともに金額提示をお願いできますか。

○堀井委員
労働側の方ですが、申出のときにも触れておりますが、今年の春闘結果を未組織の労働者にも波及させるという観点から、この電機産業でいきますと、おおむね 9 % ぐらいの引上げという数字が出ています。

それを影響率の関係表という資料をみますと、かなりの大きな引上げ額になってきますので、それはなかなか現実的には難しいのではないかと考えます。

それを踏まえますと、最低でも 64 円を引き上げないといけないというのが、今回の

審議の方向性になってきます。

その 64 円引き上げるときの影響率というのは、20.86%ですので、労働側として話をさせていただきまして、20%台なら使用者側にも一定の理解が得られるのではないだろうかと判断しまして、66 円の引上げの 1,119 円を提示いたします。以上です。

○庭本部長代理

ありがとうございます。

それでは、次に使用者側委員からお願いいたします。

○脇坂委員

兵庫県の最低賃金につきましても、昨年度以上の額並びに上昇率ということで、今労働者側委員の方からも紹介がありましたが、すでに十分なアップが見込まれると考えております。

電機産業におきましては、産業構造的にも、請負であると協業など多くの会社が重層的に産業を担っております。その中には中小零細企業も多く、最賃の大幅なアップというものはそれぞれの会社での経営状態に大きな影響を及ぼすことになり、中小企業の経営悪化というのは産業全体の弱体化にもつながりかねないと考えております。

さらに、現在全国的に継続的な最賃のアップの局面にあり、来年再来年以降も大幅なアップが見込まれる中で、特定最賃というものの意義を見出すというところにおいては、やはり電器産業の魅力を発信するための特定最賃の継続という意味以上のものは見出すことはなかなか難しいと考えておりますので、昨年同様地域最賃プラス 1 円ということで 1,117 円というところが妥当であると考えております。以上になります。

○庭本部長代理

ありがとうございました。

今労使双方より金額提示とそのお考えをお聞きしました。

労働者側は 66 円引上げの 1,119 円、使用者側は 64 円引上げの 1,117 円という御主張でした。

労使双方の提示額を今お聞きしましたが、その金額に 2 円開きがありますので、これから審議を続けていき、その金額の開きを詰めていきたいと思います。

では、最初に公益側と労働者側でお話をさせていただきまして、その後使用者側と話をさせていただきたいと思います。

(公労会議、公使会議、労使会議)

○庭本部長代理

今、労使会議が行われたと思いますが、状況、結果について、教えていただけますか。

○堀井委員

それでは、労働側の方から報告いたします。

先ほど労使で話をさせていただきまして、やはり幅の広い電機産業ということもあるということと、あとやはり先が見通せないという厳しい状況、また県最賃の引上げ額も大きいということもありまして、最終的には使用者側が提示されました 64 円の改定額 1,117 円で労働側も受け入れるという形になりました。以上です。

○庭本部会長代理

ありがとうございました。

審議を重ね、労働者側、使用者側それぞれの歩み寄りがあって、最終的には労働者側の歩み寄りがあり、意見が一致した。つまり、時間額 1,117 円で、一致したということで、以上のとおり、本専門部会での金額改正については、結論が出たと思います。

労使今意見があったとおりですので、内容は割愛します。

それでは、報告と答申の手続きに入りたいと思います。

必要性の有無についての審議と同様に金額審議におきましても、7月15日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することを議決しています。

全会一致で改正金額の合意をいただいた場合には、その内容で、事務局に部報告案それから答申文案を作成していただき、答申をすることとします。

では、まず全会一致であることの確認を行います。

兵庫県電子部品等製造業最低賃金の改正内容について、時間額 1,117 円、引上げ額 64 円、効力発生の日令和 7 年 12 月 1 日とします。

異議はございませんか。

○各委員

異議なし。

○庭本部会長代理

ありがとうございます。

出席者全員の御賛同をいただきましてので、本専門部会におきましては、全会一致により、兵庫県電子部品等製造業最低賃金について、時間額 1,117 円、引上げ額 64 円と決議されたことを確認いたしました。

では、事務局において、この内容で専門部会の報告文（案）、及び答申文（案）の作成をお願いします。

○安積賃金室長

はい、すぐに準備させていただきます。しばらくお待ちください。

（事務局、当該文書（案）を用意し、部会長に報告文（案）の確認をいただき、確認後、事務局は報告文（案）を出席者に配布する。）

○庭本部会長代理

それでは、報告文（案）から確認しますので、事務局において、報告文（案）を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

はい。

令和7年9月16日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 山口 隆英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月18日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員

清田 美夏

庭本 佳子

山口 隆英

労働者代表委員

末道 辰也

堀井 説也

松石 剛啓

使用者代表委員

榮永 悟

松岡 直哉

脇坂 岳

別紙

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具

製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械（卓上において行うものに限る。）を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,117円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日

以上です。

○庭本部会長代理

ただ今読み上げていただいた報告文案の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○庭本部長代理

それでは、報告文（案）から（案）を消したものを正式な報告文とします。

今回は全会一致の議決となりますので、局長あて答申を行います。

事務局は答申の準備をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、準備をさせていただきます。

（部会長に答申文（案）の確認を求める。確認を得た後、事務局は、その答申文（案）を出席者に配布する。）

○庭本部長代理

それでは、事務局で答申文（案）の読み上げをお願いいたします。

○山中労働基準監督官

はい、読み上げさせていただきます。

兵庫労働局長

金成 真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付け兵労発基0718第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

以下につきましては、報告書と同文ですので、省略させていただきます。

○庭本部長代理

ただ今読み上げていただいた答申文案の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○庭本部長代理

それでは、答申文（案）から（案）を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あて答申することとします。

本日労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長

はい、準備させていただきます。

（部会長から労働基準部長へ「答申文」を手交）

（事務局より、「答申文」の写しを出席者に配布）

○庭本部会長代理

続いて、議題（２）の「その他」ですが、事務局から何か説明事項はありますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○庭本部会長代理

本日の審議は以上となります。

７月１８日に兵庫労働局長から必要性有無についての諮問がなされてから、本日まで、専門部会の各委員の皆様とこの兵庫県電子部品等製造業に係る必要性有無及び金額改正についての審議が重ねられました。

その結果、本日全会一致での結審に至ることができました。

委員皆様の御努力と審議会運営に対する御協力につきまして、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これで今年の兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会を終了いたします。

お疲れ様でございました。

庭本佳子

堀井 説也

松岡 直哉